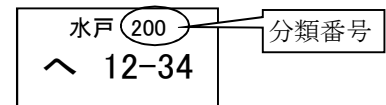


自動車税(種別割)の軽減(通園、通学バス)について

学校法人又は幼保連携型認定こども園が所有(※1)し、通園や通学に使用するバス(※2)については、申請により税額が軽減されます(自動車税環境性能割は軽減になりません)。

※1 営業車やリース自動車は対象になりません。

※2 ナンバープレートの分類番号が2または5から始まる自動車で乗車定員11人以上のもの(分類番号3は対象となりません。)



〔軽減後の年間税額〕

乗車定員	標準税率	新車登録(初度登録)から11年又は13年以上経過(※)
11人以上 30人以下	12,000円	13,200円
30人超 40人以下	14,500円	15,900円
40人超 50人以下	17,500円	19,200円

※ディーゼル車は11年以上、ガソリン車は13年以上経過後に当該税額となります。

申請に必要な書類

- 1 通園・通学バスに係る自動車税率適用に関する届出書(処理様式第14号)
- 2 車検証の写し(車検証が電子車検証である場合にはその写し又は自動車検査証記録事項の写しでも可)
- 3 運行経路表(運行系統図)
- 4 運行計画表(運行実績表)
- 5 納税通知書(定期課税分の申請に限る)



申請の受付期間

随時

申請先

1 現在所有している自動車

受付時間8:30-17:15	電話	住所	管轄区域(車検証上の住所地)
水戸県税事務所	029-221-6605	〒310-0802 水戸市柵町1-3-1(水戸合同庁舎1階)	水戸市、笠間市、小美玉市、 茨城町、大洗町、城里町
常陸太田県税事務所	0294-80-3314	〒313-8666 常陸太田市山下町4119(常陸太田合同庁舎1階)	日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、 ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、東海村、大子町
行方県税事務所	0299-72-0482	〒311-3893 行方市麻生1700-6(行方合同庁舎1階)	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、銚田市
土浦県税事務所	029-822-7205	〒300-0051 土浦市真鍋5-17-26(土浦合同庁舎第1分庁舎1階)	土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、 つくば市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、 つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町、利根町
筑西県税事務所	0296-24-9190	〒308-8511 筑西市二本成615(筑西合同庁舎1階)	古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、 坂東市、桜川市、八千代町、五霞町、境町

2 これから登録する自動車

受付時間8:30-17:15	電話	住所	登録ナンバープレート
水戸県税事務所自動車税分室	029-247-1297	〒310-0844 水戸市住吉町292-10(ナンバーセンター水戸2階)	水戸・常陸太田・行方県税事務所の管轄区域 (水戸ナンバー)
土浦県税事務所自動車税分室	029-842-7812	〒300-0847 土浦市卸町2-1-5(ナンバーセンター土浦2階)	土浦・筑西県税事務所の管轄区域 (土浦・つくばナンバー)

(茨城県総務部税務課)

記載例 (みほん)

通園・通学バスに係る自動車税率適用に関する届出書

年 月 日

茨城県 県税事務所長 殿

納税義務者
住所(所在地) **水戸市笠原町978-6**
氏名(名称) **学校法人 県庁会**
電話番号 **029-301-1111**

下記の自動車については、専ら通園又は通学の用に供する自動車であり、茨城県県税条例第71条の9第3項の規定に該当する自動車であることを届け出ます。

記

1 通園・通学バス税率適用対象車

登録番号	乗車定員(人)	週間運行日数(日)	備考
水戸 200 へ 1234	2+47/1.5 2+31=33人	5日	

(注) 幼児用バスにあつては、幼児を1/1.5人として乗車定員を算定すること。
小数点以下の端数は切り下げること。

2 添付書類

- (1) 車検証の写し
- (2) 運行経路表(運行系統図)
- (3) 運行計画表又は運行実績表(1日の運行時間帯と週間の運行予定を記載したもの)